

教育資金贈与の非課税特例を活用して相続対策！

平成25年度税制改正で「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」特例が創設されました。3月29日(金)の参議院本会議で可決され、正式に法律になりました。

今回はその特例についてご紹介致します。

●概要

平成25年4月1日から平成27年12月31日までに、30歳未満の者が直系尊属(注1)から教育資金(注2)の贈与を受けた場合、1,500万円まで贈与税が非課税となります。

相続等により財産を取得した者が、相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けている場合、その者の相続税の課税価格に贈与財産の価額を加算されます。

ただし、教育資金贈与の1,500万円の非課税特例を適用した金額は、相続開始前3年以内の贈与であっても、相続税の課税価格に加算されません。

これは、加算の対象となる贈与財産が、贈与税の課税価格に算入されるものに限られるためです。

また、本特例の1,500万円の非課税額とは別に、相続時精算課税や暦年課税の非課税枠を活用できます。

(注1)直系尊属とは、直系の血族関係のうち、父母・祖父母など受贈者より先の世代の人たちをいいます。

(注2)教育資金とは、文部科学大臣が定める次の金銭をいいます。

- ①学校等に支払われる入学金その他の金銭
- ②学校等以外の者に支払われる金銭のうち一定のもの

●贈与の方法

教育資金贈与1,500万円の非課税特例は、信託会社や銀行、信用金庫等、証券会社等と結んだ教育資金管理契約に基づき、以下の①、②、③のいずれかの方法を取ることで、受贈者が取得した信託受益権や金銭等のうち1,500万円まで贈与税が非課税となる制度です。

- ①直系尊属が信託会社と締結した信託の受益権を受贈者が取得する。
- ②直系尊属から書面で贈与された金銭を受贈者

が銀行等に預け入れる。

- ③直系尊属から書面で贈与された金銭等で受贈者が有価証券を購入する。

●手続き

受贈者は、本特例の適用を受けようとする旨等を記載した「教育資金非課税申告書(仮称)」を金融機関等を経由し、受贈者の納税地の所轄税務署長に提出します。

さらに、本特例で取得した金銭等を教育資金の支払いに充てた際には、その領収書等を提出する必要があります。

また、「一括贈与」でなくとも、平成25年4月1日から平成27年12月31日までであれば、1年で500万円ずつ贈与を受けるといった「分割贈与」も可能です。

ただし、一度贈与を受けた後に追加でさらに教育資金の贈与を受けた場合には、金融機関等に「追加教育資金非課税申告書」を提出する必要があります。

受贈者は金融機関等とのやりとりのみで、本特例の適用手続きを終えることになります。

●特例適用の終了時

- (1)受贈者が30歳に達した場合

受贈者が30歳に達する日までに、教育資金の支払いに充てられなかった金額については、贈与税の課税対象となります。

- (2)受贈者が死亡した場合

受贈者が死亡したことで教育資金管理契約が終了した場合は、教育資金の支払いに充てられなかった金額については、贈与税の課税対象にはなりません。

●最後に

上記の制度が創設されましたが、扶養義務者からの教育費又は生活費は、必要な都度、直接それに充てられるためのものについては、以前から贈与税が非課税となっています。必要に応じて使い分けることをおすすめします。

(東浦 圭祐)

